

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			
法律 (略)	事務 (略)	法律 (略)	事務 (略)
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）</p> <p>東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）</p>	<p>附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務</p> <p>第七条第二項及び第四項の規定により県が処理することとされている事務（同項の規定により県が処理することとされているものにあつては、政令で定めるものに限る。）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）</p>	<p>附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務</p>